

事務連絡
平成23年9月1日

社団法人全日本病院協会会長 殿

厚生労働省医政局指導課

東京電力福島原子力発電所の事故により被害を受けた医療機関への補償について

標記について、別添のとおり、福島県医療主管課宛てに事務連絡を発出いたしましたので、貴職におかれましても、当該事務連絡の内容について御了知いただきますとともに、福島県内の会員各位に広く周知いただきますようお願い申し上げます。

事務連絡
平成23年9月1日

福島県医療主管課 御中

厚生労働省医政局指導課

東京電力福島原子力発電所の事故により被害を受けた医療機関への補償について

今般の東日本大震災に伴う対応について、特段の御配慮をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

今般、東京電力から、福島原子力発電所の事故による原子力損害に対する本補償について、今後必要となる手続きやスケジュール等が公表されました（別添参照）。これによると、東京電力から各事業者宛てに9月中を目途に請求書用紙が発送されるとともに、受付が開始され、10月上旬以降に補償金の支払いが開始されることとされています。

東京電力からの補償の実施が具体化してきたことを踏まえ、貴管内の医療機関（特に、警戒区域、緊急時避難準備区域及び警戒区域等（以下「避難区域等」という。）に所在する医療機関）に対し、下記について周知徹底をお願いいたします。

記

1. 東京電力からの仮払い補償について

7月29日より、医療法人等に対する東京電力からの仮払い補償が実施されており、3月12日から5月末までの収支差額相当額の2分の1（上限は250万円）の仮払いを受けることができます。

（参考URL）申請手続き及び申請書等

<http://www.tepco.co.jp/nu/fukushima-np/karibaraihosyou/index-j.html>

避難区域等に所在する医療機関で仮払い補償を未申請のものに対して、早急に申請を行っていただくよう、あらためて周知徹底をお願いいたします。（今後の本補償の手続きの際、仮払いを申請済みの事業者については、より円滑に手続きが進むことが考えられます。）

2. 早急な本補償の実施に向けた準備について

本補償については、東京電力から各事業者宛てに9月中を目途に請求書用紙が発送されるとともに、受付が開始され、10月上旬以降に補償金の支払いが開始されることとされています。

また、補償金の支払いについては、確定した損害から順次支払いが行われることとなっており、第一段としては、3月12日から8月末までの確定した損害についての支払いが行われることとなっております。(9月以降に発生した損害や8月末までの損害であっても申請後に原子力発電所事故による損害として確定したものについては、後日追加で申請することになります。)

なお、医療機関については、申請された損害項目のうち原子力発電所事故によるものとして東京電力と医療関係団体との間で合意されたものから、順次支払われることとなっております。

(参考URL) 東京電力プレスリリース（本補償について）

<http://www.tepco.co.jp/cc/press/11083005-j.html>

また、医療機関については、当省と東京電力との調整の結果、全事業者に対する申請書用紙の一斉発送に先駆けて、事前に申請書の様式が示されることになっております。(現在、東京電力と医療関係団体との間で、医療機関向けの申請書の様式について、調整がなされているところです。)

つきましては、事前に申請書の様式が示された段階で、各医療機関において、申請書の記載準備及び必要書類の用意をしていただき、申請の受付が開始された際に早急に申請書の提出ができるよう事前準備を進めておいていただくよう、周知徹底をお願いいたします。(支払いの審査手続きは請求順に行われますので、早急に支払いを受けるためには、できる限り早く申請書を提出する必要があります。)

3. 留意点

原子力発電所の事故からすでに半年近くが経過し、周辺の医療機関の経営は極めて苦しい状況に置かれています。医療機関が倒産に追い込まれ、地域の医療が空洞化してしまうことを避けるためにも、早急な補償金の支払いが不可欠です。

貴県におかれましては、医療関係団体とも緊密に連携・情報共有していただくとともに、常に各医療機関の経営状況に注視して、必要に応じて相談に応じるなど、適切な御対応をしていただきますようお願いいたします。

<照会先>

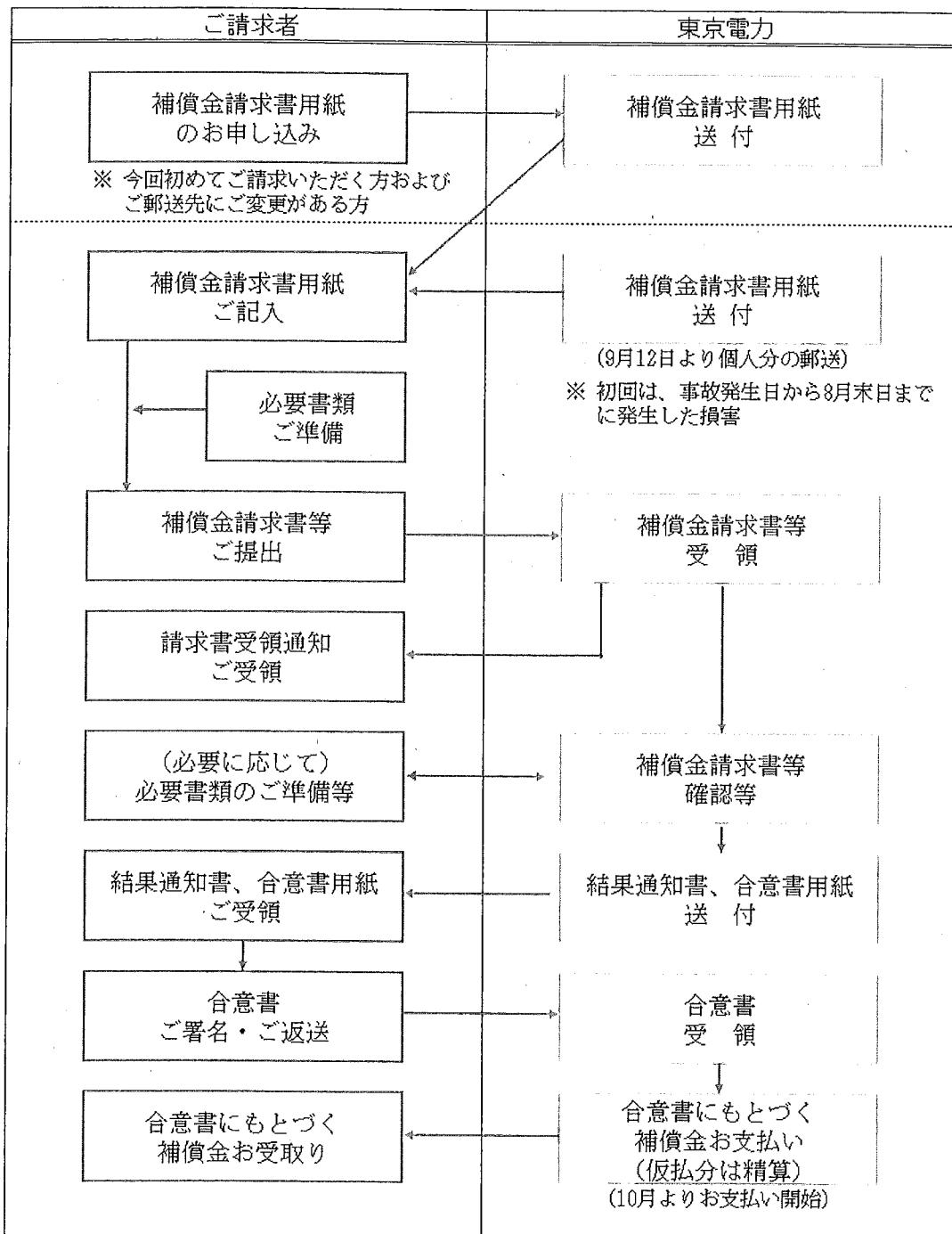
厚生労働省医政局指導課企画法令係 米岡、山本

TEL : 03-5253-1111 (内線4133)

FAX : 03-3503-8562

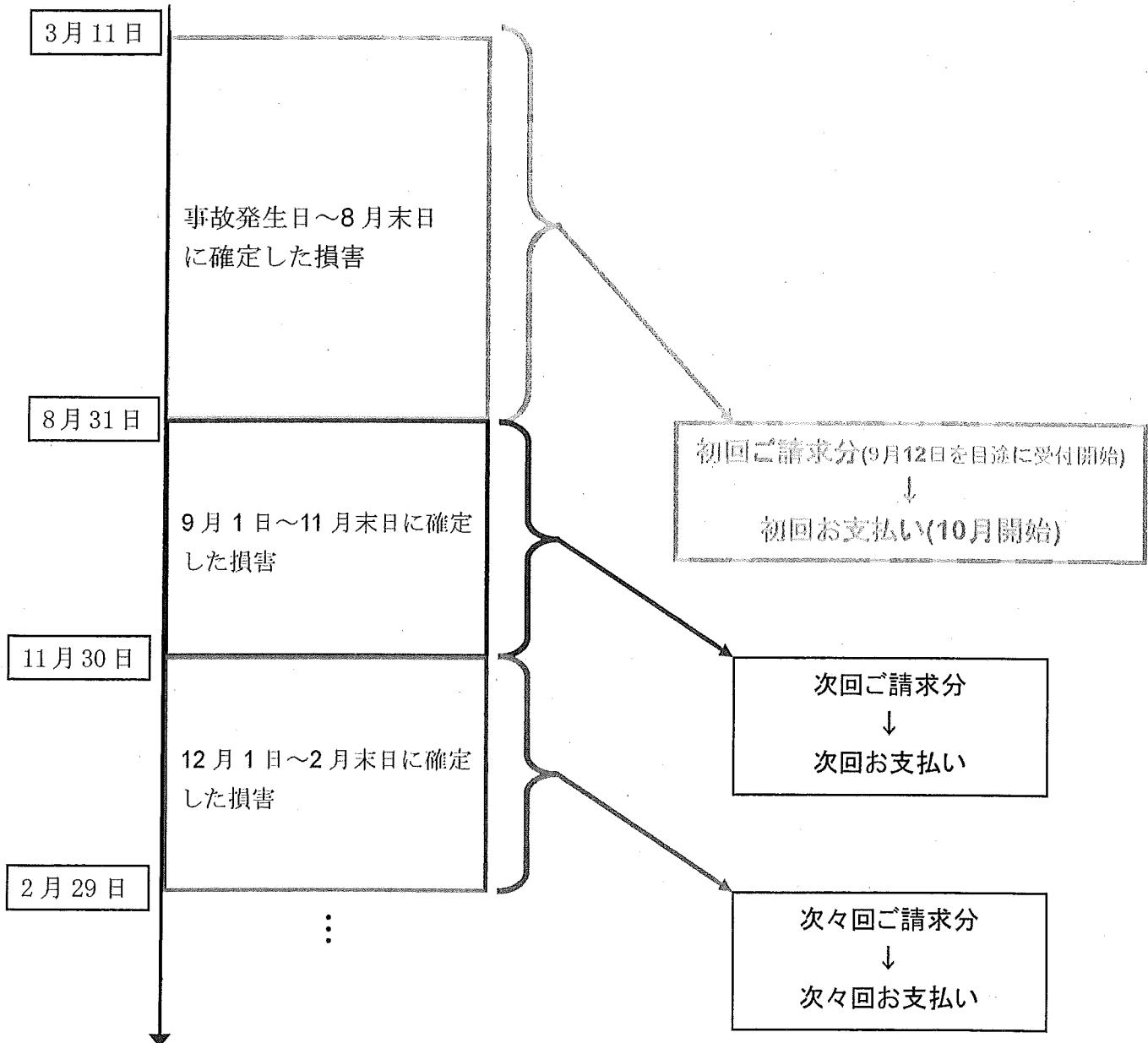
【別紙1】

<補償ご相談のフロー>



【参考】

＜補償の対象期間＞



主な授業項目における補信基準の概要

指掌項目	被付対象者	補償基準	必要書類例
政府による避難等の指示等に係る損害について			
避難費用	□避難等対象者の方(当該事故が発生した後に、避難等を余儀なくされたために、帰宅を怠り、あるいは死亡された避難等が悪化し、医療にかかり、あるいは死亡された避難等対象者の方)	○交道費 ・同一部道府県内から同区域外港を経由して1回あたり一人5,000円をお支払い。 ただし、ご負担された交通費が5,000円を超える場合には、具体的なご事情を確認させていただきます。 ・船道荷物を運ぶ車両による移動:移動元、移動先ごとに5,000円を支払います。 ・船道荷物を運ぶ車両による移動:原則として片道1回あたり5,000円をお支払い。 ・船道荷物を運ぶ車両による移動:原則として移動元、移動先ごとに5,000円を支払います。 ・他の手袋での移動:原則として移動元、移動先ごとに5,000円を支払います。 ○宿泊費 ・旅費と同様といたしますが、原則として1泊あたり一人8,000円をお支払い。 ただし、ご負担された宿泊費が8,000円を超える場合には、具体的なご事情を確認させていただきます。 ○家財道具の移動費用 ・同一部道府県内の自家用車による移動:原則として片道1回あたり5,000円をお支払い。 ただし、ご負担された自家用車による移動:原則として移動元、移動先ごとに5,000円を支払います。 ・船道荷物を運ぶ自家用車による移動:原則として移動元、移動先ごとに5,000円を支払います。 ・その他の手袋での移動:旅費をお支払い。	(1)旅費を証する資料 領収書 (2)旅費と因果関係のある症候、疾病等であることを確認する資料 診断書
一時立入費用	□避難等を余儀なくされたために、帰宅を怠り、健康被害が悪化し、医療にかかり、あるいは死亡された避難等対象者の方	○医療費 ・原則として医療費をお支払い。 ※1 既往症等の悪化防止要目のうち、一人当たり10万円を超える部分については、50%をお支払い。 ※2 後遺障害等の悪化防止要目については、医師の診断書を提出いただいた場合は、具体的なご事情を確認させていただきます。	(1)医療費を証する資料 領収書 (2)既往症等の悪化防止要目における症候、疾病等であることを確認する資料 診断書
生命・身体的損害	□避難等を余儀なくされたため、医療費等を支払った避難等対象者の方 (高齢の方や既往症を抱えている方など)	○医療費 ・タグーをご利用の場合:ご負担された交通費について、具体的なご事情を確認させていただきます。 ・その他、他の交通機関をご利用の場合:原則として1回あたり一人5,000円をお支払い。 ○宿泊費 ・旅費と同様といたしますが、原則として1泊あたり一人8,000円をお支払い。	(1)医療費を証する資料 領収書 (2)旅費と因果関係のある症候、疾病等であることを確認する資料 診断書
就労不能費用	□避難等対象区域にお住まいの方又は勤務地等がある方のうち、避難等によって就労が困難な場合、復職を生じた方、及び平成23年3月1日時点で就職、復職を予定している方で、避難等により就労が困難となり、収入等を生じた方	○就労不能等による給与等の還元分+追加的費用 (会前の平均収入+現在の収入)×勤務費用をお支払い。 ※1 従前の収入に関する書類が提出いただけない方に限りして1回あたり一人5,000円をお支払い。 金(月30,000～150,000円)に墨づき、承認欄を記入してお支払い。	(1)就労の事実、就労形態を証する資料 就労状況証明書 (2)従前の収入金額を証する資料 収入証明書 給与通帳 預金通帳 (3)転居費用等の実費を証する資料 領収書
避難生活等による精神的損害	□避難等対象者の方	○運送された方にについては、平成23年3月11日から平成23年8月31日までの運送分として10万円／月を、それぞれお支払い。 ※2 屋内避難を継続している方にについては、1人あたり10万円をお支払い。	(1)運送の事実を証する資料 領収書 (2)屋内避難を証する資料 領収書
検査費用	□避難等対象者の方のうち、当該事故が生じたことにより健康診断費用、放射線検査費用等を負担された方	○検査費用 ・検査診断:1回あたり8,000円をお支払い。 ・放射線検査:1回あたり8,000円をお支払い。 ・並行検査:1回あたり15,000円をお支払い。 ○交通費 ・生命・身体的損害の基準に準じます。	(1)検査の事実を証する資料 検査結果証明書 (2)検査結果を証する資料 領収書
検査費用(人)	□避難等対象区域内の財物の所有者で、当該財物について放射線検査費用を負担された方	○放射線検査費用 ・1回あたり17,000円をお支払い。 ただし、ご負担された放射線検査費用が17,000円を超える場合には、具体的なご事情を確認させていただきます。 ・原則として1回分を対象といたします。	(1)検査の事実を証する資料 検査結果証明書 (2)検査結果を証する資料 領収書
財物面積の喪失又は減少等	□避難等対象区域の面積が減少した方々の財産状況の確認や想定が難しいことなどから、一括算定期に後討を行つたうえで、改めて区内させいたたきます。		

主な損害項目における補償基準の概要

【別紙2】

損害項目	補償対象者	補償基準	必要書類
営業損害（法人・個人事業主（林業者を含む））	□運送等対象区域内において、平成23年3月1日時点 で事業を営んでおり、委託等により損害を受けた法人・ 個人事業主（林業者を含む）	○差額指示等に伴う収取分 + 追加的費用 (過去の支拂いに基づく粗利 - 支拂いが免れた固定費・変動費(※1)) × 本年度の収益差(※2) + 追加的費用 ※1 退年度における実績で算定します。 ※2 退年度において運送等に伴う収取分で算定します。	(1)身分を証する資料 法人登記簿(あるいは住民票) (2)事業を営んでいたことを証する資料 納税証明書 (3)從前の収入金額を証する資料 確定申告書 等
営業損害（農業）	□運送等対象区域内において、平成23年3月1日時点 で事業を営んでおり、運送等により損害を受けた法人・ 個人事業主	○差額指示等に伴う収取分 + 追加的費用 平均粗利 × 面積当たりの粗利所率 + 助成金相当額 + 追加的費用 平均粗利 × 面積当たりの面積 × 面積当たりの粗利所率 + 助成金相当額 + 追加的費用 ※1 退年度における実績で算定します。	(1)運送等を証する資料 確定申告書 (2)農業者であることを証する資料 農地基本台帳 (3)家畜を飼育していることを証する資料 固体肥料別号 等
営業損害（漁業）	□運送等対象区域内において、平成23年3月1日時点 で漁業を営んでおり、運送等により損害を受けた法人・ 個人事業主	○差額指示等に伴う収取分 + 追加的費用 (過去の平均粗利 - 退去年の平均粗利) × 平均粗利 + 追加的費用 過去の平均粗利 - 退去年の平均粗利 + 現在に支出した費用 + 追加的費用	(1)漁業者であることを証する資料 確定申告書 (2)漁業従事者証明書 納稅証明書 等
政府による航行危険区域等及び航行禁止区域の設定について	営業損害	○運送業、内航客運業、旅客船事業、航空運送事業を営んでおり、航行危険区域等及び航行禁止区域の設定に伴い損害を受けた法人・個人事業主	(1)身分を証する資料 法人登記簿(あるいは住民票) (2)從前の収入金額を証する資料 損益計算書 確定申告書 等
	営業損害	□航行危険区域等及び航行禁止区域の設定に伴う収取分 等が生じて事業者の使用者で、当該区域内での航行等が不能等とならないことにより当該事業者の経営状況が悪化したため就労不能等となります。	(1)船舶の事業、就労形態を証する資料 労働状況証明書 (2)從前の収入金額を証する資料 現金収取票 給与明細 現金通帳 等
政府等による森林水産物等の出荷制限指⽰等に係る損害について	営業損害（農林業）	□出荷制限指⽰等の対象区域内において、対象品目の出荷量を許されなかったことにより、損害を受けた 農業者、林業者である法人・個人事業主	(1)運送等を証する資料 黒字基本台帳 (2)価格、取引数量を証する資料 仕切伝票、出荷伝票 (3)所轄課税機関が提出されたことによる損害については、現在、取扱をしておりません。 ※1 実際に収穫した対象品目にかかる損害額 = 実取引価格 × 収穫数量 ※2 國付医療による損害額 = 予定取引価格 × 生産数量 - 出荷数量 ※3 なお、牛肉からゼンジワムが検出されたことによる損害については、現在、取扱をしておりません。 ※4 損害を証する資料 確定申告書 等
	営業損害（加工・流通業）	□営業自衛要請等に基づき損害を自覚したことにより、損害を受けた法人・個人事業主	(1)運送等を証する資料 黒字基本台帳 (2)価格、取引数量を証する資料 仕切伝票、出荷伝票 (3)在庫監査を証する資料 帳票 (4)從前の収入金額を証する資料 損益計算書 等
検査費用（物）	営業損害（加工・流通業）	□出荷制限指⽰等の対象品目を既に仕入れ又は加工したことにより、当該品目又はその加工品の販売の販売の販賣等により当該事業者の収益が悪化した加工・流通業の法人・個人事業主	(1)身分を証する資料 法人登記簿(あるいは住民票) (2)価格、取引数量を証する資料 仕切伝票、出荷伝票 (3)在庫監査を証する資料 帳票 (4)從前の収入金額を証する資料 損益計算書 等
	営業損害（加工・流通業）	□出荷制限指⽰等に伴う収取分 + 追加的費用 過去の平均粗利 - 退去年の平均粗利 + 現在に支出した費用 + 追加的費用 ※1 出荷制限指⽰等に伴う収取分 + 予定取引価格 - 出荷数量	(1)就労の事業、就労形態を証する資料 労働状況証明書 (2)從前の収入金額を証する資料 現金収取票 給与明細 現金通帳 (3)検査費を証する資料 領收書 等

主な損害項目における補償基準の概要

【別紙2】

損害項目	補償対象者	補償基準	必要書類例
その他の政府指示等による損害について			
営業損害	□政府が当社事故に關し行う指示等に伴い、当該指示等に係る引取を余儀なくされる等により損害を被った法人・個人事業主	○当該指示等に伴う収分 + 追加的費用 過去の賃料に基づく租利 - 支払いを免れた固定費、変動費(※1) × 本年度の収益率(※2) + 追加的費用 ※1 通年度における収益で算定します。 ※2 政府が当社事故に關し行う指示等に伴う収益に係ります。	(1)身分を証する資料 法人登記簿(あるいは生民票) (2)從前の収入金額を証する資料 損益計算書 確定申告書 等
就労不能等による損害	□政府が当社事故に關し行う指示等の対象となった事業者の使用者で、当該指示等により当該事業者の経営状況が悪化したため、就労不能等となつた方	→ 政府が当社事故に關し行う指示等に伴う収益減額についての実態を踏まえたうえで、改めて二案内させさせていただきます。 ○当該指示等に基づく検査費用を基準とし、併せて検査の必要性等について確認させていただきます。	(1)就労の事実、貢効形態を証する資料 就労状況証明書、免除証 (2)從前の収入金額を証する資料 源泉徴収票 給与明細 預金通帳 等
検査費用(物)	□政府が当社事故に關し行う指示等に基づき検査を行った法人・個人事業主	○当該指示等に基づく検査費用を基準とし、併せて検査の必要性等について確認させていただきます。	(1)検査実費を証する資料 領收書 等
いわゆる風評被害について			
墨林漁業の風評被害	□中間指針配載のため各区段の対象品目に係る墨林運送者で、当社事故に伴う買い控えや取引停止等による損害を被った法人・個人事業主	○当社事故による買い控え等に伴う収分 + 追加的費用 過去の賃料に基づく租利 × 買い控え率によって生じた対象品目の市場価格の下落率(※1) + 追加的費用 ※1 買い控え率による買い控え等に伴う収益が営業を除く他の地域全体の平均価格下落率(※1)にて算定しますが、具体的な位置については、現在検討しております。 ※2 現在、取扱いを検討しております。	(1)墨林漁業者であることを証する資料 各課業者登記簿 (2)過去の収入金額を証する資料 損益計算書 確定申告書 (3)買い控え等があつたことを証する資料 帳簿 等
墨林水産物の加工業・食品製造業の風評被害	□主たる事業所又は工場が福島県に所在する墨林水産物の加工業者又は食品製造業者で、当社事故による買い控えや取引停止等による損害を被った法人・個人事業主	○当社事故による買い控え等に伴う収分 + 追加的費用 (過去の賃料に基づく租利 - 支払いを免れた固定費、変動費(※1) × (売上高の減少率 - 当社事故以外の影響による売上高の減少率(※2)) + 追加的費用 ※1 通年度における収益による影響による売上高の減少率については現在検討を行っております。 ※2 当社事故以外の影響による売上高の減少率については現在検討を行っております。	(1)身分を証する資料 法人登記簿(あるいは生民票) (2)從前の収入金額を証する資料 決算書 納稅證明書 (3)買い控え等があつたことを証する資料 帳簿 等
墨林水産物の加工業・食品製造業の風評被害	□主たる原継が中間指針記載の対象地域における対象品目となっており、現に購入している水を原料として使用する食品を取り扱う加工業又は食品製造業を含んでおり、当社事故に伴う買い控えや取引停止等による損害を被つた法人・個人事業主	○当社事故による買い控え等に伴う収分 + 追加的費用 ※1 現に購入している水を原料として使用する食品を取り扱う加工業又は食品製造業を含んでおり、当社事故に伴う買い控えや取引停止等による損害を被つた法人・個人事業主	(1)身分を証する資料 法人登記簿(あるいは生民票) (2)從前の収入金額を証する資料 決算書 (3)買い控え等があつたことを証する資料 帳簿 等
福島県の風評被害	□福島県、茨木県、奈良県、群馬県に営業の拠点があるり、かつてとして観光客を対象として営業を行つており、当社事故に伴う陳約・予約控え等による損害を被つた法人・個人事業主	○当社事故による買い控え等に伴う収分 + 追加的費用 (過去の賃料に基づく租利 - 支払いを免れた固定費、変動費(※1) × (売上高の減少率 - 当社事故以外の影響による影響による売上高の減少率(※2)) + 追加的費用 ※1 通年度における収益で算定します。 ※2 当社事故後、5月末までの外国人観光客の通年の収益率(※1)を上回る解約に伴い発生した収部分 + 追加的費用	(1)身分を証する資料 法人登記簿(あるいは生民票) (2)從前の収入金額を証する資料 決算書 (3)解約率及び売上高の減少を証する資料 帳簿 等
外国人観光客の当社事故による損害	□福島県に所在する契約で製造業、サービス業を行つており、当該地点において当社事故に伴う買い控えや取引停止等による損害を被つた法人・個人事業主	○当社事故による買い控え等に伴う収分 + 追加的費用 (過去の賃料に基づく租利 - 支払いを免れた固定費、変動費(※1) × (売上高の減少率 - 当社事故以外の影響による影響による売上高の減少率(※2)) + 追加的費用 ※1 通年度における収益で算定します。 ※2 当社事故以外の影響による売上高の減少率については現在検討を行っております。	(1)身分を証する資料 法人登記簿(あるいは生民票) (2)從前の収入金額を証する資料 決算書 (3)買い控え等があつたことを証する資料 帳簿 等
製造業の風評被害	□福島県に所在する契約で製造業、サービス業を行つており、当該地点において当社事故に伴う買い控えや取引停止等による損害を被つた法人・個人事業主	○当社事故による買い控え等に伴う収分 + 追加的費用 (過去の賃料に基づく租利 - 支払いを免れた固定費、変動費(※1) × (売上高の減少率 - 当社事故以外の影響による影響による売上高の減少率(※2)) + 追加的費用 ※1 通年度における収益で算定します。 ※2 当社事故以外の影響による売上高の減少率については現在検討を行っております。	(1)身分を証する資料 法人登記簿(あるいは生民票) (2)從前の収入金額を証する資料 決算書 (3)買い控え等があつたことを証する資料 帳簿 等

主な損害項目における補償基準の概要

【別紙2】

損害項目	補償対象者	補償基準	必要書類
輸出元による請求等により必要な合意的な範囲の検査費用を負担した輸出手業を営む法人・個人事業主	○輸出元による請求等による検査費用 + 各種証明書会行費用等 検査費用 + 各種証明書会行費用等	(1)身分を証する資料 法人登記簿あるいは住民票 (2)実費を証する資料 領收書 (3)輸入拒否があつたことを証する資料 契約書 輸入拒否通知 (4)その他資料 商業證明書 確定申告書 等	
口輸出先国の輸出手業がされた時点点で、既に当該輸出手業に開示して 國向付に輸出され、又は生産、販売又は製造の断念により生じた減収分+追加的費用 並約内至るに基づき定される追加金土+追加的費用 並差もしくは生産、製造の断念を余儀なくされたため損害を被った輸出手業を営む法人・個人事業主			
いわゆる間接損害について			
口第一次被害者と一定の経済的関係にあり、事業等の性 格上、第一次被害者との代償性のない取引を行つて いた法人・個人事業主	○間接損害に伴う減収分 + 追加的費用 '過去の資本に基づく純利 - 支払を受けた固定費、変動費(※2) × 売上高の減少率(※3) + 退 加的費用	(1)身分を証する資料 法人登記簿あるいは住民票 (2)一次被害者との関係を証する資料 契約書 会社案内(HP) (3)從前の收入金額等を証する資料 確定申告書 帳簿 等	
第一次被害者と一定の経済的関係にあり、代償性のな い取引を行つていた上記法人・個人事業主に置かれて いた従業員	※1 契約書等により、第一次被害者との取引に代償性がないこと、第一次被害者の並能や事業休止等に より至った損害であることを確認させていただきます。 ※2 過年度における実績で算定します。 ※3 第一次被害者と他の代償性のない取引により生じた間接損害に限りります。		
就労不能等による損害について	口第一次被害者と一定の経済的関係にあり、代償性のな い取引を行つていた上記法人・個人事業主に置かれて いた従業員	一 間接損害に伴う直接損害についての実態を踏まえたうえで、改めてご案内させていただきます。	(1)労災の事実、就労形態を証する資料 労災扶助届出書、保険証 (2)從前の收入金額等を証する資料 源泉徴収票 給与明細 預金通帳 等
放射線被曝による損害について	口中間指針で示された対象者のうち、当該事故にかかる 放射線被曝による急性又は慢性の放射線被曝によ り障害を負い、治療を要する程度に健康状態が悪化し、 疾病にかかり、あるいは死亡した方	一 放射線被曝による障害の状況を踏まえたうえで、改めてご案内させていただきます。	
その他	地方公共団体等の財産的損害等	一 損害等が発生した日程が確定していないこと、除害方法が明らかになつてないことが多いこと等から、当該事故の 収束状況等を踏まつて、総合的に検討を行つたうえで、改めてご案内させていただきます。	